

日医発第472号（保118）  
平成23年8月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原中勝征

医薬品の効能・効果の追加に伴う留意事項通知の一部改正について

平成23年7月19日付け保医発0719第6号により、診療報酬の算定方法に関する留意事項通知（平成22年3月5日保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」）の一部が改正され、同日から適用されましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正は、タクロリムス水和物（製品名：プログラフカプセル0.5mg等）の適応症に潰瘍性大腸炎が追加されていることに伴い、潰瘍性大腸炎治療に対してタクロリムス水和物を使用した際にも、「B001 特定疾患治療管理料」の「2 特定薬剤治療管理料」の算定を可能とするものですが、具体的な改正内容については添付資料中の新旧対照表のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム（医療保険「医薬品の保険上の取扱い等」）に掲載を予定しております。

（添付資料）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について  
（平23. 7. 19 保医発0719第6号 厚生労働省保険局医療課長通知）



保医発0719第6号  
平成23年7月19日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の  
留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)について下記のとおり改正し、本日より適用することといたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1の第2章第1部B001の2(1)のシ中「関節リウマチ又はループス腎炎」を「関節リウマチ、ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

| 改正後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 全身型重症筋無力症、<u>関節リウマチ</u>、<u>ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎</u>の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの</p> <p>ス～セ (略)</p> | <p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 全身型重症筋無力症、<u>関節リウマチ又はループス腎炎</u>の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの</p> <p>ス～セ (略)</p> |